

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号
氏 名 日本貨物鉄道株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 犬飼新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和7年5月17日
許可の有効年月日 令和12年5月16日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、13号廃棄物

以上17種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成17年5月17日	
変更届出	平成17年7月21日	積替保管場所「鹿児島県薩摩川内市鳥追町1-1（JR貨物川内駅構内）」を廃止
変更届出	平成19年7月25日	法人の代表者を「伊藤直彦」から「小林正明」に変更
更新許可	平成22年5月17日	

変更届出	平成23年3月25日	住所を「東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号」から「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号」に変更
変更届出	平成24年8月9日	法人の代表者を「小林正明」から「田村修二」に変更
変更許可	平成26年9月8日	取り扱う産業廃棄物の種類に「13号廃棄物」を追加
更新許可	平成27年5月17日	
変更届出	平成30年8月9日	法人の代表者を「田村修二」から「眞貝康一」に変更
更新許可	令和2年5月17日	
変更届出	令和4年8月4日	法人の代表者を「眞貝康一」から「犬飼新」に変更
更新許可	令和7年5月17日	
変更届出	令和7年8月5日	住所を「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号」から「東京都港区港南一丁目8番15号」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無

有・☒無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無

